

様式3

随 意 契 約 理 由 書

担 当 課
高齢者福祉課

契 約 内 容	契約件名	館山市地域包括支援センター運営事業業務委託（第1圏域：北条）	
	業務概要	地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が続けられるよう支援する総合機関であり、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士などの専門職が、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助・支援を包括的及び継続的に担っている。	
	契約金額	金38,320,000円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和3年8月20日	
	契約期間	令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日	
	契約の相手	沖縄県島尻郡八重瀬町字外間80番地 医療法人 沖縄徳洲会	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	☐ 1号 少額随契 ☐ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下		
	☒ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由		
地域包括支援センターの事業は、包括的支援事業である総合相談支援業務、介護予防ケアマネジメント業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等、高齢者はもとより、その家族と関わり支援する仕事である。また、新たに充実させていく必要がある地域ケア会議や、在宅医療・介護連携の推進等の事業も実施していかなければならない。これらの業務は、専門的知識や技術が求められる上、理念、実績、創造力、対応力及び企画力が必要となってくる。よって、金額だけである競争入札ではなく、企画提案により事業実施能力を判断するため、公募型プロポーザルを実施した。 選定された事業者は、介護に関する事業も運営しており、法人としても適正であることが認められ、地域包括支援センターとしての基本方針や体制も適切であり、また公正・中立が保たれた中での運営が見込まれる。さらに、専門職が協働して関係機関とネットワークを構築し、包括的ケアを円滑に提供してきた実績も評価された。 選定結果については、地域包括支援センター運営協議会でも承認されている。			

様式3

随 意 契 約 理 由 書

担 当 課
高齢者福祉課

契 約 内 容	契約件名	館山市地域包括支援センター運営事業業務委託（第2圏域：館山・西岬・神戸・富崎）	
	業務概要	地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が続けられるよう支援する総合機関であり、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士などの専門職が、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助・支援を包括的及び継続的に担っている。	
	契約金額	金61,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和3年8月20日	
	契約期間	令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日	
	契約の相手	館山市沼1599番地1、1階 医療法人社団 慶勝会	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	☐ 1号 少額随契 ☐ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下		
	☒ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由		
地域包括支援センターの事業は、包括的支援事業である総合相談支援業務、介護予防ケアマネジメント業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等、高齢者はもとより、その家族と関わり支援する仕事である。また、新たに充実させていく必要がある地域ケア会議や、在宅医療・介護連携の推進等の事業も実施していかなければならない。これらの業務は、専門的知識や技術が求められる上、理念、実績、創造力、対応力及び企画力が必要となってくる。よって、金額だけである競争入札ではなく、企画提案により事業実施能力を判断するため、公募型プロポーザルを実施した。 選定された事業者は、介護に関する事業も運営しており、法人としても適正であることが認められ、地域包括支援センターとしての基本方針や体制も適切であり、また公正・中立が保たれた中での運営が見込まれる。さらに、専門職が協働して関係機関とネットワークを構築し、包括的ケアを円滑に提供してきた実績も評価された。 選定結果については、地域包括支援センター運営協議会でも承認されている。			

様式 3

随 意 契 約 理 由 書

担 当 課
高齢者福祉課

契 約 内 容	契 約 件 名	館山市地域包括支援センター運営事業業務委託（第3圏域：館野・九重・豊房）	
	業 務 概 要	地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が続けられるよう支援する総合機関であり、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士などの専門職が、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助・支援を包括的及び継続的に担っている。	
	契 約 金 額	金38,320,000円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契 約 締 結 日	令和3年8月20日	
	契 約 期 間	令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日	
	契 約 の 相 手	館山市沼1599番地1、1階 医療法人社団 慶勝会	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	☐ 1号 少額随契 ☐ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下		
	☒ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由		
地域包括支援センターの事業は、包括的支援事業である総合相談支援業務、介護予防ケアマネジメント業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等、高齢者はもとより、その家族と関わり支援する仕事である。また、新たに充実させていく必要がある地域ケア会議や、在宅医療・介護連携の推進等の事業も実施していかなければならない。これらの業務は、専門的知識や技術が求められる上、理念、実績、創造力、対応力及び企画力が必要となってくる。よって、金額だけである競争入札ではなく、企画提案により事業実施能力を判断するため、公募型プロポーザルを実施した。 選定された事業者は、介護に関する事業も運営しており、法人としても適正であることが認められ、地域包括支援センターとしての基本方針や体制も適切であり、また公正・中立が保たれた中での運営が見込まれる。さらに、専門職が協働して関係機関とネットワークを構築し、包括的ケアを円滑に提供してきた実績も評価された。 選定結果については、地域包括支援センター運営協議会でも承認されている。			

様式3

随 意 契 約 理 由 書

担 当 課
高齢者福祉課

契 約 内 容	契約件名	館山市地域包括支援センター運営事業業務委託（第4圏域：那古・船形）	
	業務概要	地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が続けられるよう支援する総合機関であり、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士などの専門職が、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助・支援を包括的及び継続的に担っている。	
	契約金額	金38,320,000円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和3年8月20日	
	契約期間	令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日	
	契約の相手	館山市船形909番地 医療法人社団 寿会	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	☐ 1号 少額随契 ☐ 工事又は製造の請負 130万円以下 ☐ 財産の売払い 30万円以下 ☐ 財産の買入れ 80万円以下 ☐ 物件の貸付け 30万円以下 ☐ 物件の借入 40万円以下 ☐ その他のもの 50万円以下		
	☒ 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	☐ 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	☐ 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	☐ 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	☐ 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	☐ 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	☐ 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	☐ 9号 落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由		
地域包括支援センターの事業は、包括的支援事業である総合相談支援業務、介護予防ケアマネジメント業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等、高齢者はもとより、その家族と関わり支援する仕事である。また、新たに充実させていく必要がある地域ケア会議や、在宅医療・介護連携の推進等の事業も実施していかなければならない。これらの業務は、専門的知識や技術が求められる上、理念、実績、創造力、対応力及び企画力が必要となってくる。よって、金額だけである競争入札ではなく、企画提案により事業実施能力を判断するため、公募型プロポーザルを実施した。 選定された事業者は、介護に関する事業も運営しており、法人としても適正であることが認められ、地域包括支援センターとしての基本方針や体制も適切であり、また公正・中立が保たれた中での運営が見込まれる。さらに、専門職が協働して関係機関とネットワークを構築し、包括的ケアを円滑に提供してきた実績も評価された。 選定結果については、地域包括支援センター運営協議会でも承認されている。			